

熊本縣市町村総合事務組合負担金条例

(平成16年組合条例第11号)

改正 平成16年12月 8日組合条例第31号
平成17年 2月 3日組合条例第 1号
平成17年12月 7日組合条例第 6号
平成18年 3月29日組合条例第 3号
平成18年11月15日組合条例第 6号
平成19年 3月26日組合条例第 1号
平成19年12月28日組合条例第 7号
平成23年11月25日組合条例第 2号
平成26年10月 8日組合条例第 3号
平成27年 2月27日組合条例第 3号
平成28年10月 7日組合条例第 7号
令和 3年10月11日組合条例第 1号
令和 4年10月 7日組合条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、熊本縣市町村総合事務組規約(平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号。以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、熊本縣市町村総合事務組合(以下「組合」という。)を組織する市町村並びに一部事務組合及び広域連合(以下「組合市町村」という。)の負担金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当に関する負担金)

第2条 規約第3条第1号に規定する事務(以下「退職手当事務」という。)を共同処理する団体(以下「退職手当事務加入市町村」という。)の負担金(以下「退職手当事務負担金」という。)は、各年度において、前年度の10月1日の特別職員(市町村職員退職手当条例(昭和35年組合条例第1号。以下「退職手当条例」という。)第2条第2号に規定する特別職員をいう。以下同じ。)及び職員(退職手当条例第5条に規定する職員(同条第2項に規定する職員とみなす者を含む。)をいう。以下同じ。)に係る給料月額(給料が日額で定められている者については、その者の給料の日額の21日分に相当する額とし、特別職員又は職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これら事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額とし、その他給料月額の取扱いは規則で定める。以下同じ。)に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)に12を乗じて得た額とする。

- (1) 市町村長 1000分の400
- (2) 副市町村長 1000分の200
- (3) 教育長及び公営企業の管理者 1000分の150
- (4) 職員 1000分の180

(職員の負担金の調整)

第2条の2 組合長は、各退職手当事務加入市町村が納付した退職手当事務負担金の総額から事務費(当該退職手当事務負担金の算定の基礎となった給料月額1000分の2に相当する額をいう。以下同じ。)を控除した額(以下「負担金累計額」という。)と当該退職手当事務加入

市町村の特別職員及び職員に給付した退職手当の総額（以下「退職手当累計額」という。）を比較し、その差額（以下「累積収支差額」という。）に応じて、当該退職手当事務加入市町村の前条第4号に定める割合（以下「基準率」という。）を調整するものとする。

2 前項に規定する調整は、退職手当事務負担金を納付すべき年度の前々年度末日における累積収支差額（第8条第3項に規定する合併後の地方公共団体については、合併前の当該退職手当事務加入市町村の累積収支差額を合算した額）に応じて行うものとし、基準率に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「負担金調整率」という。）を減算し、又は加算して行う。

(1) 負担金累計額が退職手当累計額を超える退職手当事務加入市町村は、次の表の左欄に掲げる額に応じて、右欄に掲げる割合を減算する。

負担金累計額から退職手当累計額を減じて得た額	負担金調整率
0円以上2.5億円未満	0
2.5億円以上5億円未満	1000分の10
5億円以上7.5億円未満	1000分の20
7.5億円以上10億円未満	1000分の30
10億円以上	1000分の40

(2) 退職手当累計額が負担金累計額を超える退職手当事務加入市町村は、次の表の左欄に掲げる額に応じて、右欄に掲げる割合を加算する。

退職手当累計額から負担金累計額を減じて得た額	負担金調整率
0円以上0.5億円未満	0
0.5億円以上1億円未満	1000分の20
1億円以上1.5億円未満	1000分の30
1.5億円以上2億円未満	1000分の40
2億円以上	1000分の50

(新たに退職手当事務加入市町村となる場合の負担金)

第2条の3 新たに退職手当事務を共同処理する団体の負担金は、退職手当事務を共同処理することとなった日（この条において「共同処理日」という。）以後最初の10月1日の属する年度の翌年度から第2条の規定を適用する。この場合において、前条の規定の適用に当たっては、共同処理日の属する年度の前年度の累積収支差額は、0円とみなす。

(消防補償等に関する負担金)

第3条 規約第3条第2号から第8号までに規定する事務（以下「消防事務」という。）を共同処理する団体（以下「消防事務加入市町村」という。）の負担金は、各年度において、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 規約第3条第2号から第6号までに規定する事務の負担金は、次に掲げる額の合計額とする。

ア 均等割 10,000円

イ 団員割 前年度の10月1日現在における消防事務加入市町村の条例に基づく非常

勤消防団員の定数（以下「団員の条例定数」という。）に2,090円を乗じて得た額
ウ 人口割 最近の国勢調査の結果による人口に8円50銭を乗じて得た額

(2) 規約第3条第7号に規定する事務の負担金は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。以下「政令」という。）第4条第3項の規定により算出した額とする。

(3) 規約第3条第8号に規定する事務の負担金は、団員の条例定数に50円を乗じて得た額とする。

2 新たに消防事務を共同処理する団体（以下「消防事務新規加入市町村」という。）の負担金は、前項の規定を準用する。この場合において、消防事務新規加入市町村が政令第4条の規定により算出した、共同処理をすることとなった年度の掛金を消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）に対し既に納付しているときは、当該掛金を控除するものとし、共同処理をすることとなった年度に経過月数があるときは、当該負担金を月割りで算出した額とする。

3 消防事務加入市町村が合併の日の前日に脱退し、合併後の地方公共団体が合併の日から引き続き消防事務を共同処理する場合において、当該合併前の消防事務加入市町村が、第1項の規定による合併年度の負担金を組合に対し既に納付しているときは、当該合併前の消防事務加入市町村の区域に係る負担金について、前項の規定は適用しないものとする。

（非常勤職員公務災害補償に関する負担金）

第4条 規約第3条第9号に規定する事務（以下「非常勤公務災害事務」という。）を共同処理する団体（以下「非常勤公務災害事務加入市町村」という。）の負担金は、各年度において、前年度の10月1日現在における非常勤職員の定数に、次に掲げる額を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 議会の議員、非常勤の監査委員、嘱託医 1,600円

(2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員、その他条例規則で定める者 1,200円

(3) 前2号以外の非常勤の職員 1,000円

2 新たに非常勤公務災害事務を共同処理する団体の負担金は、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「各年度において、前年度の10月1日」とあるのは、「共同処理をすることとなった日」と読み替えるものとし、共同処理をすることとなった年度に経過月数があるときは、当該負担金を月割りで算出した額とする。

3 非常勤公務災害事務加入市町村のうち2以上が合併することにより、合併の日の前日に脱退し、合併後の地方公共団体が合併の日から引き続き非常勤公務災害事務を共同処理するとき、又は非常勤公務災害事務加入市町村が非常勤公務災害事務を共同処理していない地方公共団体と合併することにより、合併の日の前日に脱退し、合併後の地方公共団体が合併の日から引き続き非常勤公務災害事務を共同処理するときは、合併年度に当該非常勤公務災害事務加入市町村が納付した負担金の合計額（当該年度に経過月数があるときは、当該負担金を月割りで算出した経過月数の負担金に相当する額を控除した額）と前項の規定により算出した合併後の地方公共団体の負担金との差額を、月割りで調整するものとする。

（交通災害見舞金に関する負担金）

第5条 規約第3条第10号に規定する事務（以下「交通災害事務」という。）を共同処理する団体（以下「交通災害事務加入市町村」という。）の負担金は、各年度において、最近の国勢調査の結果による人口に40円を乗じて得た額とする。

2 新たに交通災害事務を共同処理する団体の負担金は、前項の規定を準用する。この場合において、共同処理をすることとなった年度に経過月数があるときは、当該負担金を月割りで算出した額とする。

3 交通災害事務加入市町村が合併の日の前日に脱退し、合併後の地方公共団体が合併の日から引き続き交通災害事務を共同処理する場合において、当該合併前の交通災害事務加入市町村が、第1項の規定による合併年度の負担金を組合に対し既に納付しているときは、当該合併前の交通災害事務加入市町村の区域に係る負担金について、前項の規定は適用しないものとする。

（負担金の納期限）

第6条 負担金の納期限は、次に定めるところによる。

（1） 第2条に規定する負担金は、毎年度分を前期及び後期に区分して納付するものとし、前期分については12分の1の額に相当する額を4月10日（以下「前期納付期日」という。）、後期分については前期分の額を減じた額を2月末日（以下「後期納付期日」という。）までに組合に納付しなければならない。

（2） 第3条から前条までに規定する負担金は、毎年4月末日までに組合に納付しなければならない。

（督促及び延滞金）

第7条 この条例によって納付しなければならない負担金が、前条に規定する納期限までに納付されないときは、組合長は組合市町村に対し、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発するものとする。

2 組合長は、組合に納付しなければならない負担金の額百円について1日4銭の割合をもって、第8条の納期限の翌日から負担金完納の日までの日数によって計算した延滞金を徴収することができる。

（負担金の還付等）

第8条 組合市町村が、規約第3条に規定する事務を脱退するときは、次に掲げるところによる。

（1） 退職手当事務加入市町村が脱退する場合は、脱退することとなった日（以下「脱退日」という。）の属する年度の負担金は、脱退日が前期納付期日前であるときは、0円とし、脱退日が後期納付期日前（前期納付期日前を除く。）であるときは、第6条第1号に規定する前期分の額とし、脱退日が後期納付期日以後である場合は、同号に規定する前期分及び後期分の額とする。この場合において、脱退日における当該退職手当事務加入市町村の負担金累計額と退職手当累計額を比較し、負担金累計額が退職手当累計額を超えるときは、その超える額を当該退職手当事務加入市町村に還付し、負担金累計額が退職手当累計額に満たないときは、その満たない額を当該退職手当事務加入市町村から徴収するものとする。

（2） 消防事務、非常勤公務災害事務又は交通災害事務の加入市町村が脱退するときは、当該加入市町村が納付した脱退年度の負担金（消防事務加入市町村については、政令第4

条の規定により算出した消防基金に対する掛金を除く。) から、当該負担金を月割りで算出した経過月数の負担金に相当する額を控除した額を、当該加入市町村に還付するものとする。

2 前項に規定する負担金は、組合市町村が共同処理している事務を脱退する日までに、組合に納付し、又は組合市町村に還付するものとする。

3 組合市町村が合併の日の前日に脱退し、当該組合市町村が共同処理していた事務を、合併後の地方公共団体が合併の日から引き続き共同処理するときは、前2項の規定は適用しないものとする。この場合において、当該組合市町村の負担金等は、次に掲げるところによる。

(1) 合併前の退職手当事務加入市町村に係る合併の日の前日の属する年度の退職手当事務負担金は、合併の日が前期納付期限日前であるときは、0円とし、合併の日が後期納付期限日前(前期納付期日前を除く。)であるときは、第6条第1号に規定する前期分の額とし、合併の日が後期納付期限日以後である場合は、同号に規定する前期分及び後期分の額とする。この場合において、合併前の退職手当事務加入市町村が組合に納付した退職手当事務負担金の総額及び当該退職手当事務加入市町村の特別職員及び職員に組合が給付した退職手当の総額は、合併後の地方公共団体が組合に納付した退職手当事務負担金及び合併後の地方公共団体の特別職員及び職員に組合が給付した退職手当の額とする。

(2) 合併前の消防事務、非常勤公務災害事務又は交通災害事務の加入市町村が組合に納付した合併の日の属する年度(以下「合併年度」という。)の負担金は、合併後の地方公共団体が組合に納付した負担金とする。

4 前項第1号の合併後の地方公共団体の退職手当事務負担金に対する合併年度の第2条の規定の適用については、同条中「各年度において」とあるのは「合併年度及び合併年度の翌年度(合併の日が合併年度の10月1日後である場合に限る。)において」と、「に係る給料月額」とあるのは「に係る合併前の退職手当加入市町村の給料月額の合計額」とする。この場合において、合併年度の退職手当事務負担金は、合併の日が前期納付期日前であるときは、第6条第1号に規定する前期分及び後期分の額とし、合併の日が後期納付期日前(前期納付期日前を除く。)であるときは、同号に規定する後期分の額とし、合併の日が後期納付期日以後である場合は、0円とする。

(退職手当事務加入市町村の組織の改廃等による職員の退職)

第9条 組合長は、退職手当事務加入市町村の組織の改廃等に伴い当該退職手当事務加入市町村(以下「当該団体」という。)の職員が退職する場合であつて、当該団体へ負担金の還付等をするときは、負担金の還付方法及び当該職員が退職する日(以下「退職日」という。)以後の負担金の取扱いを当該団体の長と協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、当該団体への還付額は、当該団体の累積収支差額(1円以上の場合に限る。)のうち退職日における当該団体の職員及び特別職員の給料月額に占める当該退職職員の給料月額の割合に相当する額とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 従前の負担金に係る権利義務は熊本県市町村総合事務組合が承継するものとする。

第3条 熊本県市町村職員退職手当組合負担金条例(昭和35年6月27日組合条例第2号)は、廃止する。

(消防補償等に関する負担金の特例)

第4条 平成23年度に限り、第3条第1項イの規定の適用については、規定中「2,090円」とあるのは、「24,890円」とし、第6条第3号の規定の適用については、規定中「毎年4月末日」とあるのは、「平成23年12月末日」とする。

(累積収支差額の調整)

第5条 退職手当事務負担金その他の収益に基づき組合長がその都度定める額を退職手当加入市町村の累積収支差額に充当する場合は、第2条の2の規定により算定される負担金累計額に当該充当額を加えるものとする。

附 則 (平成16年組合条例第31号)

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

第2条 この条例による改正後の第2条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項第4号中「1000分の200」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成17年4月1日から 平成19年3月31日まで	1000分の150
平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで	1000分の180

附 則 (平成17年組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年組合条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年組合条例第3号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年組合条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年組合条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者に係る退職手当事務の負担金については、なお従前の

例による。

附 則 （平成19年組合条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 （平成23年組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年組合条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成27年組合条例第2号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成28年組合条例第7号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年組合条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に退職した職員に係るこの条例による改正前の熊本県市町村総合事務組合負担金条例第2条に規定する特別負担金については、なお従前の例による。

附 則 （令和4年組合条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（退職手当事務負担金に関する経過措置）

2 この条例による改正前の熊本県市町村総合事務組合負担金条例第2条に規定する給料月額に異動があった場合は、同条に規定する退職手当事務加入市町村（以下「退職手当事務加入市町村」という。）からの報告（熊本県市町村総合事務組合負担金条例施行規則（昭和35年組合規則第2号）第3条に規定する報告）がこの条例の施行日前になされた場合に限り、同条に規定する負担金の額の変更を行うものとする。

3 この条例の施行前に退職手当事務加入市町村が納付した熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）第3条第1号に規定する事務に係る負担金は、この条例による改正後の熊本県市町村総合事務組合負担金条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定による負担金として納付したものとみなす。

（退職手当事務負担金に関する特例）

4 令和5年度及び令和7年度に納付すべき改正後の条例第2条に規定する退職手当事務負担金の額は、同条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額に同条各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合（改正後の条例第2条の2の規定による基準率の調整を適用した場合の割合）を乗じて得た額の4分の1に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）に12を乗じて得た額とする。